

令和8年度

事業計画

令和8年3月

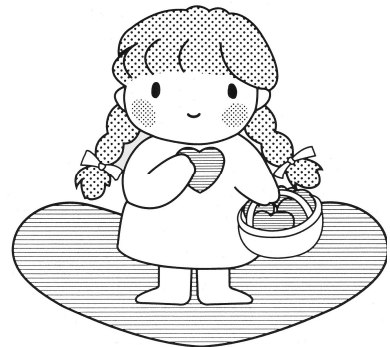
社会福祉法人大田区社会福祉協議会

令和8年度事業計画について

令和8年度は、「第7次大田区地域福祉活動計画(リボン計画)」と「経営計画」が3年目に突入し、5年計画の折り返し地点を迎えます。計画の中間地点にあたり、進捗状況の確認を行なうとともに 着実に取り組みを進めていく1年となります。

世界に目を向けますと、中東情勢をはじめとする国際的な緊張や紛争が一段と激しくなりました。このような状況は、エネルギー価格や物価の高騰などを通じて私たちの暮らしにも影響を及ぼします。日本は、長らく「格差社会」と言われてまいりましたが、このような国際情勢が一層格差の拡大に作用していくことが懸念されます。

大田区社会福祉協議会としては、少しでも格差を和らげることを焦点に、地域住民や関係機関・団体等との連携のもと、誰もが安心して暮らし続けることのできる地域づくりを進めてまいります。



1. 重点的な取組

(1)福祉についてともに学び・ともに考える(福祉教育の推進)

誰もが自分らしい生活を実現するためには、地域の中に「共に生きる」という意識を住民同士が共有することが大切です。そのためには、世代や属性を問わず、自分たちの地域のあり方や福祉課題に目を向け、理解を深めることが求められます。

これまで小・中学校等において、高齢者疑似体験、白杖体験などの体験学習を行ってきました。令和8年度は、このような学習を学校の中だけでなく、地域の中でも実施できるように、福祉教育プログラムの作成に取り組みます。福祉教育の推進にあたっては、引き続き、地域の福祉事業所やボランティア、企業などと協力をしながらすすめていきます。

(2)受け止め・寄り添い・つなぐ 地域福祉コーディネーター

これまでの取組の中で培ったノウハウやつながりを活用しながら、①複雑化・多様化したニーズを包括的に受け止め、②さまざまな事情で社会から孤立しがちな方の社会参加を支援し、③だれもが役割と生きがいをもって生活できる地域づくりを地域の方々・大田区と一緒に取り組んでいきます。

特に、令和8年度は地域活動を推進するため、①地域住民が自分の住む地域の課題について話し合い、取り組む「たすけあいプラットフォーム事業」の拡充と②誰もが、自分の住む地域の福祉活動に取り組める「地域福祉サポーター」のモデル実施。③地域住民の活動を支える、専門職のネットワークづくりに取り組みます。

(3)地域のささえあい活動の拡大

～絆サポート・ほほえみ訪問事業・ほほえみごはん事業～

要支援高齢者や産前産後の人、障害のある人への家事支援を行う「絆サポート」や、一人暮らし高齢者の安否確認を兼ねた訪問活動「ほほえみ訪問事業」、0歳児を養育している家庭への訪問活動「ご近所さん事業」、子育て世帯に月1回、地域のボランティアが食料を届けながら、子育てに関するサポートに取り組む「ほほえみごはん事業」に、引き続き取り組みます。

令和8年度は、各事業で活動しているサポーターが互いに活動内容を共有し高め合うことができるよう、連絡会や研修を合同で開催する機会をつくります。



絆サポーター連絡会
絆サポーターのみなさま

(4)こどもまんなか社会の実現に向けて

「こどもまんなか社会」は、子ども・若者の皆さんが自分らしく幸せに成長し暮らせるように、社会全体で支えていくことを表した言葉です。

昨今、「体験格差」が注目され、経済的理由や家庭の事情により、こどもたちの学びや進路、職業の選択肢が狭めてしまう、「格差」の是正が求められています。

こうした課題に対し、大田区社協では、「島田医院こども積立金」を活用し、こどもたちの様々な学びや学校外での体験の機会が持てるような新たな事業や、地域の中でこどもたちの生活をサポートする団体等への支援について、強化してまいります。



こども食堂連絡会の様子

(5)成年後見制度等法改正に向けた権利擁護支援のための取組

現在の成年後見制度は、西暦 2000 年(平成 12 年)に創設され、四半世紀が過ぎました。これまでの実践を通じて様々な課題が浮き彫りになってきたことから、国では現在の仕組みを改めるため、令和8年中の民法等関係法令の改正を予定しています。

大田区社協は、引き続き成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用拡大、自らの意思に沿った将来設計を進める「老いじたく」の推進等に取り組むとともに、改正民法施行後の新しい枠組みに円滑に移行できるように、司法機関、行政機関をはじめ法曹関係者等と緊密に連携しながら準備を進めてまいります。

このような見直しが予定されています

- ・本人の意思を十分に踏まえ、適切な時機に必要な範囲と期間で利用できる制度へ
- ・補助制度への一元化(「後見・保佐・補助」の3類型から「補助」に一本化)
- ・補助人の交代を容易にする柔軟な運用へ
- ・本人の意思尊重義務をより重視

【大田区社会福祉協議会事務所の移転について】

現在、旧大田都税事務所の場所に、都税事務所と蒲田西特別出張所を中心とした複合施設の建設が進められています。完成は令和8年11月下旬の予定です。

大田区社協も、年内に同施設へ移転することを予定しております。新しい建物を舞台に、新鮮な気持ちで、地域福祉活動の充実に取り組んでまいります。

第7次大田区
地域福祉活動計画
基本目標 1

顔が見える関係を大切にするまち

取組1 日常的にゆるやかにつながり、災害時などに助けあえる関係をつくろう。

【地域福祉コーディネーターによるアウトリーチ】

分野別の相談だけではなく、世帯全体の課題をまるごと受け止め、関係機関が連携することで早期に課題に取り組み、支援が届きにくい人には積極的に出向いて相談にのるアウトリーチの手法を活かして支援を届けます。

【災害ボランティアに関する講座等の開催】

大田区では、大きな災害が起こったとき、大田区・大田区社協・一般社団法人地域パートナーシップ支援センターが、協働で「災害ボランティアセンター」を設置・運営します。災害ボランティアの育成講座等を通して、日頃からの地域の中のつながりが、災害時の助け合いの基礎となることを周知啓発いたします。

■今年度実施予定

- ①災害ボランティア育成講座の開催
- ②災害ボランティアに関する講演会
または地区体験会の開催
- ③災害ボランティアセンター本部立上・
設置運営訓練の実施



災害ボランティアセンター運営訓練の様子

取組2 同じ地域で暮らす人々や、活動を行う団体、企業等がつながりあえる場をつくり、地域の中での困りごとを受け止めよう。

【多様なプラットフォームの展開】

たすけあいプラットフォーム事業は、地域住民、行政、地域活動団体、社会福祉法人や企業など、さまざまな人や団体が、地域の福祉課題を共有し、解決に向けて話し合い取り組んでいきます。今年度も引き続き、地域の課題・状況に合わせて、多様なプラットフォームを展開します。

■今年度実施予定：年間1か所増加



障害者施設利用者と地域住民との交流の様子

【住民懇談会の開催】

第7次大田区地域福祉活動計画(リボン計画)の進捗状況等について、意見を共有する場として住民懇談会を開催します。

■今年度実施予定：区内4地域にて各1回開催。

蒲田会場：令和8年6月1日(月)18:30～20:30 アプリコ

糎谷・羽田会場：令和8年6月3日(水)14:00～16:00 萩中集会所

調布会場：令和8年6月4日(木)14:00～16:00 田園調布せせらぎ館

大森会場：令和8年6月6日(土)14:00～16:00 入新井集会所

取組3 地域の活動などに参加したり、役割の担い手になったりすることで、いきいきと過ごせるようにしよう。

【絆サポーター(ボランティア)による地域のささえあい活動】

高齢者や産前産後の人、障害のある人への家事支援を行う「絆サポート」や、見守りが必要なご家庭への定期的な訪問活動「ほほえみごはん事業」「ご近所さん事業」、一人暮らし高齢者の安否確認を兼ねた訪問活動「ほほえみ訪問事業」などを、住民のささえあい活動により展開することで、幅広い年代の人が性別や経歴を問わず活躍できるように取り組めます。

■今年度実施予定

- ①産前産後サービスの利用者数の拡大
- ②絆サポーター新規登録者の拡大

【いきいきしごとステーションでのシニア世代への就労支援】

人生 100 年時代を迎える中、概ね55歳以上の方を対象に社会参加を含めた就労支援を行います。窓口での就労相談、専門カウンセリング、再就職支援セミナーや合同就職面接会を実施します。

■今年度実施予定

- ①再就職支援セミナー 年2回
- ②合同就職面接会 年2回

取組4 居場所を提供する団体などを支援し、人が集う機会や役割を増やそう。

【地域活動団体支援事業・つどいの場支援事業】

地域活動団体支援事業やつどいの場支援事業を通じて、居場所を運営する団体を支援します。

■今年度実施予定

- ①地域活動団体支援事業 7,900,000円(84団体)
- ②つどいの場支援事業 3,500,000円(100団体)

【こども食堂連絡会】

大田区には、こども食堂が65か所以上あります(令和8年3月時点)。大田区社協では、こども食堂の運営支援や新規立ち上げ支援のほか、こども食堂のネットワークの形成を通じて支え合いの地域づくりを進めています。

さらに、大田区社協が事務局を務める「大田区こども食堂連絡会」では、定期的に情報交換の場所を持つことで、団体同士の横のつながりを広げています。

■今年度実施予定

- ①こども食堂マップの作成 16,000部発行
- ②こども食堂連絡会 年3回実施



第7次大田区
地域福祉活動計画
基本目標 3

身近なところでささえあうまち

取組5 地域の中には気軽に相談できる場所(人)がある(いる)ことを知り、ひとりで悩んでいる人がいたらそのことを伝えよう。

【地域とのつながりをつくる参加支援】

地域福祉コーディネーターは、様々な事情で途切れてしまった社会との接点を回復するために、既存の社会資源につなぐほか、本人の状況に応じた活動や社会資源の開発に努めます。

【生活福祉資金貸付事業・受験生チャレンジ支援貸付事業】

高校や大学等の受験費用や塾代など、または学費などについて、お困りの方の相談を受け支援します。

令和8年度は、関係機関との更なる連携体制の構築に向けて、情報共有会議や勉強会等を定期的に開催します。



受験生チャレンジ支援貸付事業
応援キャラクター チャレニヤン

取組6 ボランティア活動や企業などの地域貢献活動を通じて、地域の中の困りごとを受けとめ、みんなで支えあおう。

【気軽にできるボランティア活動】

ボランティアの登録やボランティア活動に関する相談が増加傾向にあります。フードドライブやほほえみごはん事業における食料品の仕分けや荷造り、使用済み切手整理ボランティアなど、誰もが参加しやすいボランティア活動を広げていきます。

また、ボランティア活動への参加意識啓発のために「おおた広がれボランティアのつどい」を開催します。



使用済み切手整理ボランティア

■今年度実施予定

- | | |
|-------------------|-----|
| ①おおた広がれボランティアのつどい | 年1回 |
| ②使用済み切手ボランティア | 月1回 |
| ③新聞紙エコバッグづくり | 月1回 |
| ④ほほえみごはん食料荷造り | 年6回 |
| ⑤フードドライブ食品仕分け | 月2回 |



おおた広がれボランティアのつどいの様子

【企業による地域貢献活動の推進】

地域の困りごとに対し、さまざまな企業が地域づくりを目指した社会貢献活動が広がっています。大田区社協は、地域貢献活動を考えておられる企業の相談に応じ、活動を支援し、共に取り組んでいきます。

また、地域貢献活動を行う企業を幅広く周知し、さらに地域貢献活動が広がるように、周知啓発に取り組めます。

第7次大田区
地域福祉活動計画
基本目標 4

お互いを認め合い
誰もが自分らしく暮らせるまち

取組7 地域で暮らす様々な人たちへの理解を深めるために福祉学習に参加しよう。

【福祉教育の推進】

福祉教育は、福祉を学び、ともに分かりあえる地域づくりを目標としています。教育現場における福祉体験をはじめ、地域共生社会の実現に向けて、世代や分野を超えた幅広い視点において、多様性の理解を深める機会をつくります。

【夏！体験ボランティア】

これまでボランティアに関心がありながらも、きっかけがなかった人に、夏の期間を利用して、さまざまな分野のボランティア活動が体験できる機会を設けます。



小学校での福祉学習の様子

■今年度実施予定

- ①夏！体験ボランティア 年1回
- ②福祉教育プログラム作成

取組8 障害や認知症などの有無にかかわらず、誰もが自分らしく生きられるよう、権利擁護の推進をはじめとした支援について理解しよう。

【権利擁護支援の推進】

大田区成年後見制度中核機関として、障害や認知症などにより判断能力が低下しても、自らの意思に基づいた生活ができるよう、相談機関や専門職とともに、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援に取り組みます。

■今年度実施予定

- ①権利擁護支援検討会議(年12回) ②司法書士による専門相談(年35回)

【社会貢献型後見人(市民後見人)の養成】

市民後見人は、同じ地域で暮らす区民の目線で本人に寄り添い、成年後見活動に取り組みます。令和7年度に基礎講習を受け、選考された方を対象に、成年後見活動に必要な知識と姿勢を学ぶための応用講習を開催します。

■今年度実施予定

- ①実務実習(令和8年4月～1年間) ②応用講習(令和8年10月～15.5時間)

【おいじたく推進事業】

これからの人生をより豊かに生きるために、元気なうちから将来に向けた備えを進めるきっかけづくりとして、ゆうゆうくらぶ(老人いこいの家)などの協力のもと、身近な地域でのおいじたくセミナーを大田区や専門家と連携して取り組みます。

■今年度実施予定

- ①個別相談会 年45回 ②地域版おいじたくセミナー 年6回 ③講演会 年1回

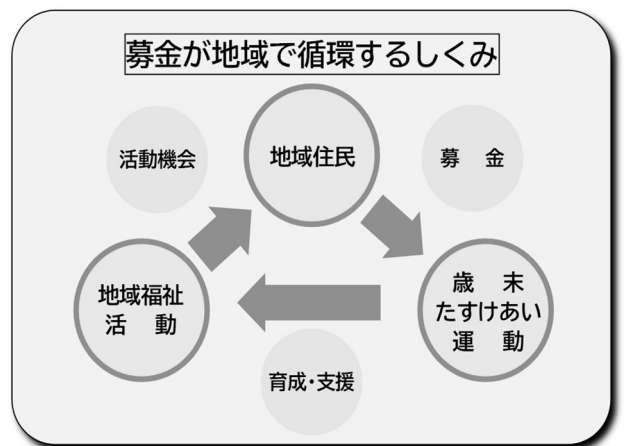
1. ささえあう地域をつくるための寄附文化の醸成 ～歳末たすけあい・地域ふれあい募金の推進～

共同募金は、社会福祉法の中で地域福祉の推進を図ることを目的として、「住民が集めて住民が使う」ことが求められています。

募 金 目 標 額	34,700,000 円
--------------	--------------

※令和7年度募金実績(35,415,719 円)の2%減

- 実施時期 令和8年 12 月
- 主 催 東京都共同募金会
- 実 施 大田区社会福祉協議会
- 活動主体 各自治会・町会
- 協 賛 大田区
大田区自治会連合会
大田区民生委員児童委員協議会



2. さまざまな媒体を使った広報活動

大田区社協に対する住民や地域団体、企業への認知度や共感をさらに高めるため、より多様な主体や多世代、多国籍に呼びかけられるさまざまな媒体を駆使し、計画的に広報を展開します。

既存の大田区社協パンフレット「大田区社協のいろは」を事務所移転後に改修し、事務所移転や窓口の変更の周知を図り、より一層の社協活用の媒体とします。

■今年度実施予定

- ①おおた社協だより 年 4 回発行
- ②ボランティアコミュニケーション 年 4 回発行
- ③大田区社協のいろは増刷 2,500 部
- 大田区社協のいろは改訂版 3,000 部



1. 大田区社協の基盤となる社協会員の増強

大田区社協は、地域のみなさまからの会員会費を貴重な財源として、地域に根ざした独自の福祉活動を行っています。

1. 目標額

	令和8年度目標		令和7年度実績	
	会員数	会費額	会員数	会費額
個人正会員	2,250	3,000,000円	2,026	2,723,500円
個人特別会員	30	450,000円	25	430,000円
団体賛助会員	90	270,000円	76	239,000円
団体特別会員	230	2,430,000円	200	2,281,000円
施設会員	100	350,000円	86	311,000円
合計	2,700	6,500,000円	2,413	5,984,500円

(令和8年3月16日現在)

2. 令和8年度会員増強運動の取り組み

「経営計画」のもと、大田区社協内に「募金・会費・寄附プロジェクトチーム」を設置し、今後5年間の会員増強運動の在り方について、検討を進めています。

その中で、令和8年度は、社協とつながりのある地域活動団体や企業等に、計画的に協力を依頼し、新規会員獲得を進めてまいります。引き続き、自治会・町会及び民生委員児童委員のみなさまとともに、会員増強は社協の基盤強化である、との認識のもと取り組んでまいります。

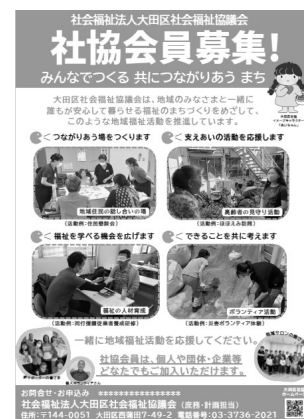
*【参考】

(1)自治会・町会の「団体特別会員」会費について(P12以降参照)

「社会福祉法人大田区社会福祉協議会会員に関する細則」第2条第2項に基づき自治会町会に加入している世帯数に9円を乗じ、百円単位を四捨五入して得た金額のご負担をお願いしています。

(2)会費の集金事務費について

集金事務費として、新規会員分は会費額の20%を、継続会員分は会費額の10%をお支払いいたします。



2. 効果的な情報共有を支える管理体制の強化

令和8年度より、ICT活用の促進および情報管理体制の適正化を目的として「情報化推進リーダー」を試験的に設置し、業務効率の向上と情報セキュリティ対策の推進を図ります。

3. 事業評価の実施と情報公開

令和7年度に実施した事業を対象に事業評価を行います。事業の実績や課題を取りまとめ、今後の事業の方向性や新たな事業展開に結び付けていきます。また、重点事業に関する目標や成果等をわかりやすく公開することにより、区民等に対する説明責任を果たします。

1. 安心していきいきと働き続けられる職場の実現

(1) メンター制度の本格実施

令和7年度にモデル実施したメンター制度を本格実施します。引き続き、新任職員の職場環境への円滑な適応や、より良い人間関係の構築をサポートするとともに、新たに係長職に昇格した職員についても試行的に対象として実施します。

※メンター制度:「メンター制度」はいわゆる「斜めの関係」として先輩職員が後輩職員の申し出を受けて助言等の支援を行う仕組みです。職場環境への円滑な適応、能力開発・専門性習得等のキャリア形成、仕事と生活の両立等に向けて、上司や人事担当の役割を補うものとしての活用が期待されています。

(2) 職員の健康増進の取組みの強化

令和8年度に、大田区社協衛生計画を新たに策定し、職員の健康増進や職場環境の整備を計画的に推進します。また、健康経営事業所としての認定を契機として健康経営の視点から職員が心身ともに健康で働き続けられる職場づくりに取り組めます。

※健康経営(事業所):従業員「健康」を重要な経営課題と位置づけ、メンタルヘルス、生活習慣病予防、女性特有の健康課題への対応など、多角的な健康投資を行うことをつうじて、健康増進と業績向上につなげる経営手法(事業所)

2. 職員の専門性の向上

(1) OJTの本格導入に向けた体制の整備

令和9年度からのOJT本格導入を目指して、組織として一貫した職員育成プログラムと業務マニュアルの整備、OJTにおいて指導的立場を担える職員の養成を目指した研修を実施します。これらを踏まえ、令和8年度から「新人育成リーダー」の任命を試験的に導入します。

※OJT:On the Job Training の略です。上司が部下に対して、あるいは職員相互で職場内の業務を具体的な実践的に指導・育成する取組みです。

(2) 職員研修の充実

人材育成基本方針のコンセプト(広い視野・高い専門性・解決力)を柱に、組織運営面と福祉専門職としてのスキルアップという両側面からの職員育成を、階層別・課題別で内部研修と外部研修を組み合わせて実施します。

① 階層別研修

- ・新任職員向け研修:大田区新任職員研修(前期・後期)の聴講
区市町村社協新任職員研修(東社協主催)
新任職員研修(大田区社協主催)
- ・中堅職員向け研修:大田区主任昇任準備研修の聴講
区市町村社協職員基礎研修(東社協主催)
区福祉職との合同研修
- ・係長職向け研修:大田区係長職昇任準備研修・係長昇任時研修・新任係長研修の聴講

②課題別研修

【内部研修 ※受講必須】

- ・ソーシャルワーカースキルアップ研修
- ・法人運営管理に関する研修
- ・働き方やメンタルヘルスに関する研修
- ・職員による業務説明研修

【外部研修 ※任意受講】

- ・大田区福祉人材育成・交流センター主催による各種研修
- ・都立精神保健福祉センター主催による精神保健福祉研修
- ・関東ブロック郡市区町村社協職員合同研究協議会 他

※外部の課題別研修については、この他にも職員が業務上必要である内容や、更なるスキルアップを目指す内容の研修を積極的に受講できるよう、体制を整えます。

3. キャリアパス制度の導入

(1)職員がやりがいを持って働くためのキャリアパス制度の導入

令和7年度にキャリア開発支援に関する職員アンケートを実施し、そのキャリア意識や支援体制、将来への不安等について把握しました。これらを踏まえ、職員の貢献意識ややりがいを受け止める「キャリアパス」の仕組みを8年度内に導入することを目指します。

※キャリアパス:、職員にとって「何を・どこまで・どのように達成すれば次のステップへ進めるのか」という共通の道標となる仕組み

(2)勤務評定制度などの改善

令和7年度から、職員の勤務実績を的確に把握する仕組みとフィードバック面談を導入し、評価の信頼性・納得性を高めるとともに、人材育成に資する運用に改善しました。引き続き、職員配置、昇給・昇格、勤務評定と処遇反映など人事給与制度の運用見直しに取り組みます。